平成２５年（フ）第８０号
東京都杉並区浜田山４丁目２―18―205
破産者　芦田　直衛
1　決定年月日　平成26年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０３７３号
東京都新宿区山吹町307―12―501
破産者　政木　大枝
1　決定年月日　平成26年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１８９８号
名古屋市天白区保呂町1220番地
破産者　有限会社折橋設備工業
1　決定年月日　平成26年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９８６号
名古屋市守山区鳥神町85番地
破産者　株式会社タカロ
1　決定年月日　平成26年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３２３号
鹿児島県鹿児島市宇宿１丁目12番６号
破産者　株式会社センエイ
1　決定年月日　平成26年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１４０７号
神奈川県鎌倉市今泉３丁目15番６号
破産者　株式会社システムハーツ
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２０６３号
横浜市中区長者町８丁目132番５号
破産者　株式会社神奈川エスオール
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３９４号
石川県白山市山島台５丁目53番地
破産者　有限会社高木組
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２６２号
愛媛県松山市緑町１丁目３番地２　ガーデンハイツ緑町106号室
破産者　長谷部年彦
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１３号
長崎県壱岐市石田町久喜触67番地
破産者　立石海運有限会社
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２５年（フ）第１４号
長崎県壱岐市石田町久喜触71番地
破産者　泰洋汽船有限会社
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所壱岐支部

破産手続終結

平成２４年（フ）第１５３６１号
東京都杉並区上荻１丁目15番１号
破産者　協立測量株式会社
1　決定年月日　平成26年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４４２１号
東京都葛飾区東新小岩５丁目19番１号
破産者　株式会社オーワ
1　決定年月日　平成26年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２９９号
愛知県大府市北崎町午原61番地
破産者　株式会社田中精密金型
1　決定年月日　平成26年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６８５号
名古屋市天白区原３丁目1108番地
破産者　株式会社ハセガワ・コーポレーション
1　決定年月日　平成26年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成１８年（フ）第７９０１号
兵庫県赤穂市加里屋2164番地の28
破産者　株式会社たけうち
1　決定年月日　平成26年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５５号
兵庫県三木市別所町高木882番地
破産者　株式会社津村薫商店
1　決定年月日　平成26年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１３２号
北海道旭川市５条通１丁目2241番地33
破産者　株式会社一鱗
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
旭川地方裁判所民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１２７号
埼玉県日高市大字下鹿山494番地　こま川団地２街区10棟306号、前住所埼玉県春日部市大沼７丁目13番地　パームス春日部大沼公園302号
破産者　岡　　信之
1　決定年月日　平成26年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２７号
愛知県知多市つつじが丘２丁目１番地23―301
破産者　中山瑳恵美
1　決定年月日　平成26年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部